

1 社随意契約する理由

業 務 名	令和2年度 山北関川線（杉平～岩石）情報通信施設支障移転
1 社随意契約する理由	村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による （その性質又は目的が競争入札に適さないもの） 当業務は主要地方道山北関川線（杉平～岩石地内）の道路工事に支障となる情報通信施設の支障移転である。 下記業者は当施設を含む山北地区の情報通信施設整備工事を施工した業者であり、山北地区全体における情報通信施設のシステム構成を熟知している。 また、当地区は光ファイバ1芯にサービス4波（地上波テレビ放送、衛星放送、告知端末の上り通信、下り通信の4波）を混合して流す特殊なシステムを採用していることから、通信確認、動作試験等を他の業者が行うのは困難である。
随意契約の相手方	新潟市中央区東堀通七番町1017番地1 東日本電信電話 株式会社 新潟支店 新潟支店長 飯 塚 智